（貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示）

第六条　［略］

２　前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第三号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第三号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

三　開示府令第四号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

［条を削る。］

（貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示）

第七条　金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第四号の三様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第五号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

三　開示府令第五号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　経営成績等の概要

（不良債権の状況の有価証券届出書における開示）

第八条　届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・

（貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示）

第六条　［同上］

２　［同上］

一　開示府令第三号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第三号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

三　開示府令第四号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

（貸付金残高の内訳等の第二・四半期に係る四半期報告書における開示）

第七条　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「四半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下同じ。）に係る四半期報告書に、第二・四半期終了の日における当該四半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　前項の規定により同項に規定する事項を第二・四半期に係る四半期報告書に記載しようとする四半期報告書提出特定金融会社等は、開示府令第四号の三様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の１　生産、受注及び販売の状況の箇所に記載しなければならない。

（貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示）

第八条　金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　［同上］

［号を加える。］

一　開示府令第五号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第五号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

（不良債権の状況の有価証券届出書における開示）

第九条　届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・